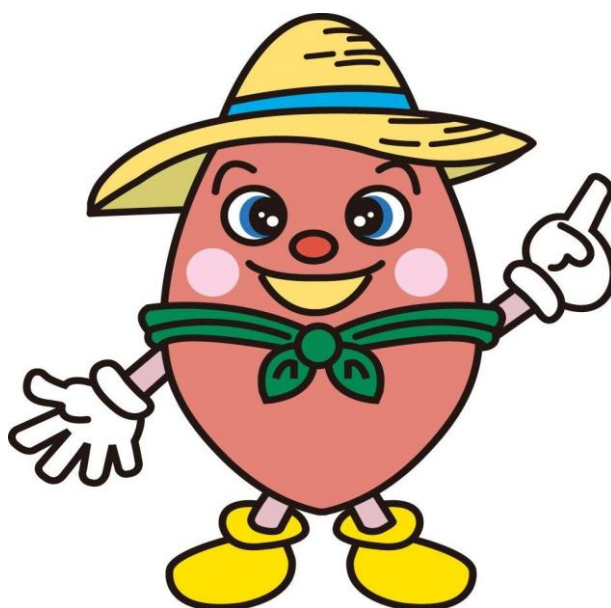


償却資産（固定資産税）申告の手引き



大津町オリジナルキャラクター
からいもくん

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している資産について1月31日（法定提出期限）までに申告していただくことになります（地方税法383条＜固定資産の申告＞）。

■ 提出先・問い合わせ先 ■

〒869-1292

熊本県菊池郡大津町大津1233

大津町役場税務課 固定資産税係 償却資産担当

（代表）096-293-3111 （直通）096-293-3117

<目次>

1. 償却資産とは～固定資産税（償却資産）の対象となる資産～・・・3
■ これらの資産もご申告ください！！■
2. 業種別の主な償却資産（耐用年数（抜粋）、減価残存率表）・・・4
3. 注意が必要な償却資産
 - （1）国税との比較表・・・7
 - （2）小額の減価償却資産の取り扱い・・・7
 - （3）家屋と償却資産の区分・・・8
 - （4）特殊自動車等の区分・・・9
 - （5）固定資産税の対象とならない資産・・・9
4. 償却資産の申告について
 - （1）申告の方法・・・10
 - （2）申告書の書き方・・・11
 - （3）電子申告による申告データ等の提出方法・・・14
5. 固定資産税（償却資産）の課税
 - （1）税額の算出方法・・・15
 - （2）課税標準の特例が適用される償却資産・・・16
 - （3）固定資産税の減免が適用される償却資産・・・17
6. その他Q & A・・・18
 - （1）町内事業所を廃止した場合（町内に資産がなくなった場合）
 - （2）企業所在地や郵便物の送付先、事業主が変わった場合
 - （3）修正申告がある場合
 - （4）課税明細の交付について（電算申告以外の方）
 - （5）翌年度申告書の送付について

1. 償却資産とは～固定資産税（償却資産）の対象となる資産～

固定資産税の対象となる償却資産とは、1月1日現在所有する土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産をいいます。

＜償却資産の具体例＞償却資産は、以下6つの種類に分類されます。

資産の種類		具体例
1	構築物	舗装などの外構、緑化施設、調整池、貯水槽、屋外広告等、基礎のないプレハブ、焼却炉
	建物付帯設備 ※※	(1) 電気設備、衛生設備、給排水設備、空調設備などで固定資産の家屋に該当しないもの (2) (1)のうち建物所有者以外が施工した付帯設備
2	機械・装置	製造機械、印刷機械、加工機械、汎用機械、その他各種産業機械および装置
3	船舶	貨物船、遊覧船、客船、ボート、漁船
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー
5	車両・運搬具 ※	自動車税、軽自動車税の対象になる車両以外の大型特殊自動車、台車等
6	工具・器具・備品	工具類、機器類、家具、電化製品、看板

※※ 8ページの「(3) 家屋と償却資産の区分」をご参照ください。

※ 9ページの「(4) 特殊自動車等の区分」をご参照ください。

■「これらの資産もご申告ください！」■

- ・ 耐用年数を経過し、帳簿上残存価格のみが計上されている資産（固定資産税の償却資産申告では、取得価額の5パーセントが課税標準額として残ります）
- ・ 事業者の都合により減価償却を行っていない資産（帳簿外資産だが1月1日現在事業の用に供することのできる資産）
- ・ 遊休および未稼働であっても事業の用に供することのできる資産
- ・ 他の事業に貸し付けてある資産（リース資産）
- ・ 割賦購入資産などで代金の完済しないものでも、現に事業の用に供している資産
- ・ 福利厚生のに供する資産（ロッカー室・休憩所備品・駐車場舗装など）
- ・ 賃借人（テナント）等が取り付けした内装・造作・建築設備等の事業用資産
- ・ 償却資産の価値を増加させるための費用（改良費）

2. 業種別の主な償却資産と耐用年数（抜粋）

業種	資産の種類	具体例※（ ）内は耐用年数
各業種共通	構築物	路面舗装コンクリート（15）、アスファルト（10）、門・塀ブロック（15）、フェンス（10）、アーケード又は日よけ設備（金属製15、その他8）、受変電設備（15）、屋外給排水設備（15）、街灯（10）、植栽・緑化施設・庭園（20）、可動間仕切り（工事を要するもの15、簡易なもの3）、金属造の広告塔（20）
	工具・器具・備品	看板（金属製10、その他5）、ネオンサイン（3）、自動販売機（5）、冷蔵庫、洗濯機およびこれらに類する家電機器（6）、ルームエアコン（6）、 応接セット（接客業用のもの5、その他のもの8）、室内装飾品（金属製のもの15、その他のもの8）、パソコン（4）、複写機・サーバー・ファックス・レジスター・テレビ（5）、金庫（手提げのもの5、その他のもの20）、消火器（10）、
飲食店業	構築物	カウンター(3)、厨房設備(8)、調理台(5)
	工具・器具・備品	食事又は厨房用品(陶磁器又はガラス製5、その他のもの5)、レンジ(6)、製氷機(6)
接客業	工具・器具・備品	カーテン・寝具・じゅうたん等繊維製品(3)、電話設備(10)、自動織機洗淨機(6)、カラオケ機器・ステレオ(5)
	機械・装置	宿泊業用設備(10)、その他生活関連サービス業用設備(13)、その他のサービス業用設備(12)
小売業	工具・器具・備品	陳列ケース・陳列棚(8)、冷蔵又は冷凍陳列ケース(6)
食肉販売業	機械・装置	冷凍機(10)、肉切機・ミンチ機・脱毛機(10)、電子ハカリ(5)
食料製造業	機械・装置	食品製造業用設備(10)
駐車場業・不動産業	工具・器具・備品	機械式駐車設備(10)、駐車料金自動計算装置(5)、無人駐車料金徴収装置(10)
娯楽業	機械・装置	映画館または劇場用設備(11)、遊園地用設備(7)、ボウリング用設備(13)、その他の娯楽用設備金属製のもの17、その他のもの8)
	工具・器具・備品	パチンコ器(2)、自動玉貸機(5)、自動玉磨機(10)、両替機(5)、碁・将棋・マーじゃん・その他の遊戯用具(5)
浴場業	機械・装置	浴場業用設備(13)
クリーニング業	機械・装置	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機（13）

業種	資産の種類	具体例※（ ）内は耐用年数
理美容業	機械・装置	理美容業用設備（13）
	工具・器具・備品	理容椅子（5）、ドライヤー（5）
医科歯科業	工具・器具・備品	万能手術台（5）、心電図・電気血圧計・レントゲン装置など（移動式・救急用のもの4、その他のもの6）、調剤機器（6）、耳鼻科・歯科用ユニット（7）、ベッド（8）
自動車整備業 ガソリン販売業	構築物	防火壁（鉄筋コンクリート25、コンクリート13）、 独立キャノピー（45）
	機械・装置	プレス（15）、充電器（15）、コンプレッサー（15）、洗車機（15）、 その他ガソリン給油設備〔計量器、貯油そう、エアホース他〕（8）
鉄工業	機械・装置	旋盤・ボール盤・スライス盤・研削盤・プレス（10）
建設業 工事業	機械・装置	ブルドーザー・パワーショベル・コンプレッサー・ポンプ・ コンクリートカッター（6）
	工具・器具・備品	トランシット（5）、測量機器（5）
印刷業	機械・装置	デジタル印刷システム設備（4）、製本業用設備（7） 新聞業用設備（モノタイプ3、その他のもの10）、 活字鑄造業用設備（10）
	工具・器具・備品	カメラ（5）、写真引伸機・焼付機・乾燥機（8）
ガス業	機械・装置	製造用設備（10）、供給設備（鑄鉄製22、その他のもの13）、 需要者用計量器（13）、 その他の設備（金属製のもの17、その他のもの8）
電気業	機械・装置	発電設備（水力20、汽力・ガスタービン15） 送電設備〔需要者用計器（15）、柱上変圧器（18）、 その他の送電設備（22）〕、 その他の設備（金属製のもの17、その他のもの8）
熱供給業 水道業	機械・装置	熱供給業用設備（17） 水道業用設備（18）
通信業 放送業	機械・装置	通信業用設備（9） 放送業用設備（6）
道路貨物 運送業	機械・装置	道路貨物運送業用設備（12） 運輸に付帯するサービス業用設備（10）
倉庫業	機械・装置	倉庫業用設備（12）
林業・農業	構築物	固定資産の家屋に該当しない簡易建物（10）、その他農林業 用構築物（石造り・金属造のもの14、木造のもの5、土管を 主としたもの10、その他のもの8）

業種	資産の種類	具体例※（ ）内は耐用年数
林業・農業	機械・装置	林業用設備（５）、木材製造業用設備（８）、 家具製造業用設備（１１）、農業用設備（７）
	車両及び運搬具	自転車およびリヤカー（２）
	器具・工具・備品	ポンペ（溶接製・鋳造製のもの６、塩素用のもの８、その他のもの１０）、 ドラム缶・コンテナ等容器（長さ６ｍ以上の大型のもの７、 金属製のもの３、その他のもの２）、 焼却炉（５）、精米機（７）

減価残存率表（『固定資産評価基準』別表第１５「耐用年数に応ずる減価率表」）

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得
2	0.658	0.316	19	0.943	0.886	36	0.969	0.938
3	0.732	0.464	20	0.945	0.891	37	0.970	0.940
4	0.781	0.562	21	0.948	0.896	38	0.970	0.941
5	0.815	0.631	22	0.950	0.901	39	0.971	0.943
6	0.840	0.681	23	0.952	0.905	40	0.972	0.944
7	0.860	0.720	24	0.954	0.908	41	0.972	0.945
8	0.875	0.750	25	0.956	0.912	42	0.973	0.947
9	0.887	0.774	26	0.957	0.915	43	0.974	0.948
10	0.897	0.794	27	0.959	0.918	44	0.974	0.949
11	0.905	0.811	28	0.960	0.921	45	0.975	0.950
12	0.912	0.825	29	0.962	0.924	46	0.975	0.951
13	0.919	0.838	30	0.963	0.926	47	0.976	0.952
14	0.924	0.848	31	0.964	0.928	48	0.976	0.953
15	0.929	0.858	32	0.965	0.931	49	0.977	0.954
16	0.933	0.866	33	0.966	0.933	50	0.977	0.955
17	0.936	0.873	34	0.967	0.934	51	0.978	0.956
18	0.940	0.880	35	0.968	0.936	52	0.978	0.957

3. 注意が必要な償却資産

(1) 国税との比較表

税務署へ提出される「減価償却明細内訳書」と地方自治体へ申告していただく「償却資産（固定資産税）」では、下記のとおり取り扱いが異なります。

項目	国税の取り扱い 法人税法・所得税法	地方税の取り扱い 固定資産税の償却資産
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日制度（1月1日）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度	固定資産税定率法 （旧定率法）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額1円	取得価額の5%
改良費 （資本的支出）	原則区分、一部合算も可能	区分評価（改良を加えられた資産 と改良費を区分して評価）

(2) 小額の減価償却資産の取り扱い

取得価額	個人		法人	
	固定資産税 （償却資産） 申告	国税 （所得税） 申告	固定資産税 （償却資産） 申告	国税 （所得税） 申告
10万円未満	申告対象外	必要経費	申告対象外	損金算入
			申告対象	減価償却
			申告対象外	一括償却
10万円以上 20万円未満	申告対象	減価償却	申告対象	減価償却
	申告対象外	一括償却	申告対象外	一括償却
20万円以上	申告対象	減価償却	申告対象	減価償却

(3) 家屋と償却資産の区分

設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産とするもの
変電設備		自家用発電設備・受変電設備、蓄電池設備
動力配線配管設備	右記以外のもの	特定の生産又は業務用設備
電灯証明設備	屋内証明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外証明設備
電話設備	配線等	電話機、交換機等の装置・器具類
電気時計設備		時計、配電盤等の装置・器具類
消火装置	消火栓設備、スプリンクラー非難誘導等	消火栓設備のホース・ノズル、消火器、消火器ボックス
中央監視制御装置		中央監視制御装置
避雷設備、換気設備、衛生設備	設備一式	
し尿浄化槽設備	家屋と一体となっている設備	左記以外の設備
ガス設備、給排水設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備
冷暖房設備	家屋と一体となっている設備	ルームエアコン（取り外しが可能なもの）およびその室外機
厨房設備、洗濯設備	サービス設備以外の設備	接客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備
運搬設備	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置
間仕切	容易に取り外せないもの	ついたて程度のもの
屋外構築物	室内の機器と一体となって効用を発揮している受水槽、給湯器、温水器、	手洗い場、門、塀、花壇、ビニールハウス、テニスコート

(注) 上記はあくまでも参考であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

また、「家屋に含めるもの」については、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっていることに特に留意してください。

(4) 特殊自動車等の区分

自動車税、軽自動車税の対象になる車両は、償却資産の対象になりません。

大型特殊自動車（固定資産） 償却資産申告対象	小型特殊自動車（軽自動車税課税対象） 償却資産申告対象外
次にあげる要件の1つでも満たす場合は大型特殊自動車となります。 <ul style="list-style-type: none">・ 長さが4.7mを超えるもの・ 幅が1.7mを超えるもの・ 高さが2.8mを超えるもの・ 最高速度が15km/hより速いもの・ 最高速度が35km/hより速い農耕作業用自動車	<ul style="list-style-type: none">・ 長さ4.7m以下かつ幅1.7m以下かつ高さ2.8m以下で、最高速度15km/h以下のもの・ （大きさに関係なく）最高速度35km/h以下の農耕作業用自動車

(5) 固定資産税（償却資産）の対象とならない資産

- ・ 生物(観賞用・興行用生物は除く)
- ・ 無形固定資産(ソフトウェア、商標権、営業権、特許権など)
- ・ 耐用年数が1年に満たないもの(使用可能期間が1年未満のもの)
- ・ 書画骨董などの非減価償却資産
- ・ 取得価額が20万円未満のもので、一括して3年間で償却を行うもの
- ・ 小額の償却資産※(2)「小額の減価償却資産の取り扱い」をご参照ください
- ・ 固定資産(家屋)に該当する建物付帯設備※(3)「家屋と償却資産の区分」をご参照ください
- ・ 軽自動車税の課税対象となる車両※(4)「特殊自動車等の区分」をご参照ください

4. 償却資産の申告について

「償却資産申告書」、「種類別明細書」をご提出いただきます。

※申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封くださるようお願いいたします。

(1) 申告の方法

① 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は、大津町税務課で行います。

② 電算処理方式

賦課期日日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

<提出書類>

	申告していただく方	提出書類・様式			
		償却資産申告		種類別明細	
		第26号様式 (町送付)	事業者 作成のもの	全資産明細 (町送付)	増加資産明細 減少明細 又は全資産明細
一般方式	初めて申告される方	○		○	
	増加又は減少した資産のある方	○		○※1	
	増加又は減少した資産のない方	○※2			
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方	○※3			
	償却資産を所有されていない方	○※4			
電算処理方式	初めて申告される方		○※5		○※6
	前年以前に電算処理方式で申告された方				
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方		○※3		
	償却資産を所有されていない方		○※4		

※ 1 種類別明細（全資産明細）は~~減少資産を二重線で削除、増加資産を空欄又は別添の白紙明細~~
△追記してご提出ください。（次ページの「(2) 申告書の書き方」をご参照ください。）

※ 2 償却資産申告書の「18 備考（添付書類等）」欄の<資産の増減の有無>に○をご記入ください。

※ 3 償却資産申告書の「18 備考（添付書類等）」欄の<異動事項 1. 廃業・解散等または2. 町内事業所廃止>に○をご記入のうえ、異動日をご記入ください。

※ 4 償却資産申告書の「18 備考（添付書類等）」欄の<該当資産の有無>に○をご記入ください。

※ 5 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。

※ 6 種類別明細書には資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。

(2) 申告書の書き方

<償却資産申告書(上段)>

受付印	年 月 日 熊本県菊池郡大津町長	令和6年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)	※所有者コード	第二十六号様式
所 有 者	1 (ふりがな) 住所 又は納税通 知書送達先 〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地 (電話 096-293-3111)	3 個人番号又は 法人番号	8 短縮耐用年数の承認	有・無
	2 (ふりがな) 氏名 法人にあつ てはその名 称及び代表 者の氏名 熊本大津 株式会社 代表取締役 大津 太郎 (屋号)	4 事業種目 (資本等の金額 百万円)	9 増加償却の届出	有・無
		5 事業開始 年月 平成 年 月	10 非課税該当資産	有・無
		6 この申告に 応答する 者の氏名 及び 部署 (電話)	11 課税標準の特例	有・無
		7 税理士等 の氏名 (電話)	12 特別償却又は 圧縮記帳	有・無
			13 税務会計上の 償却方法 (定額法・定額法)	有・無
			14 青色申告	有・無

番号	欄	書き方
1	住所	納税通知書等の送達先とすべき住所を記入してください。
2	氏名	個人の場合は、氏名を記入してください。 法人の場合は、名称と代表者の氏名を記入してください。
3	個人番号又は 法人番号	個人番号又は法人番号を記入してください。
4	事業種目 資本金等の金額	事業の種目を具体的に記入してください。複数の事業を行っている場合には、大津町における主たる事業種目を記入してください。法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記入してください。
5	事業開始年月	事業開始年月(法人設立年月)を記入してください。
6	担当者の氏名 及び部署	この申告についての担当部署、応答される方の氏名及び電話番号を記入してください。
7	税理士等の氏名	税理士等に経理を委託している場合は、その氏名及び電話番号を記入してください。
8	短縮耐用年数の承認	該当する方を○で囲んでください。有に該当する場合は「承認通知書」の写しを添付してください。
9	増加償却の届出	該当する方を○で囲んでください。有に該当する場合は「届出書」の写しを添付してください。
10	非課税該当資産	該当する方を○で囲んでください。非課税資産の価額はこの申告の取得価額に含めないでください。
11	課税標準の特例	該当する方を○で囲んでください。有に該当する場合は「特例適用申請書」を提出してください。
12	特別償却又は 圧縮記帳	該当する方を○で囲んでください。なお、償却資産の評価では、これらの取扱いは認められておりません。
13	税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。
14	青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方を○で囲んでください。

＜償却資産申告書（下段）＞

資産の種類	取 得 価 額				15 市(区)	① 町村内における事業 所等資産の 所在地
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		
1 構築物					16 借用資産 貸主の名称等 (有・無)	② ③ ④
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合計						
資産の種類		※ 評 価 額 (ホ)	※ 決 定 価 格 (ヘ)	※ 課 税 標 準 額 (ト)	17 事業所用家屋の 所有区分	18 備考(添付書類等)
1 構築物					日己所有・他家 申告内容(該当する項目に○をつけてください) 1. 該当資産の有無(有・無) 2. 資産の増減の有無(有・無) 異動事項(異動日 年 月 日) 1. 廃棄・解散等 2. 町内事業の廃止 3. 名称(氏名)の変更 4. 住所の変更 5. その他()	
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合計						

電算処理方式による申告の場合
はご記入下さい。

番号	欄	書き方	
15	事業所等資産の所在地	大津町内における資産の所在地を全て記入してください。多数ある場合は別紙に記入し提出してください。	
16	借用資産(有・無)	該当する方を○で囲んでください。有に該当する場合は貸主の名称を記入してください。	
17	事業所用家屋の所有区分	事業所である家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。	
18	備考 申告内容	前年度申告された方で、資産の増減がない場合は、「2. 資産の増減の有無」の欄の「無」に○をつけてください。 初めて申告される方で、該当資産を所有していない場合は「1. 該当資産の有無」の欄の「無」に○をつけてください。	
	備考 異動事項	異動事項がある場合は、該当項目に○をつけて、異動年月日を記入してください。	
(イ) (ロ) (ハ) (ニ)	取得 価 額	前年前に取得したもの	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください(記入済みの場合は不要)。 * この額は前年度の償却資産申告書の(二)の額と同じです。
		前年中に減少したもの	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
		前年中に取得したもの	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
		計(イ)-(ロ)+(ハ)	(イ) - (ロ) + (ハ) によって算出した額を種類別に記入してください。
(ハ) ~(チ)	評 価 額 決 定 価 格 課 税 標 準 額	記入の必要はありません。 ただし、電算処理方式による全資産申告の場合は必要です。	

<種類別明細書>

平成25年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)					所有者名		1枚のうち 1枚目					
※所有者コード※							熊本大津株式会社							
行 番 号	資産の 種類	資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月		取得価額	耐用 年数	減 価 残 存 率	価 額	課税標準 の特例 率 コード	課税標準額	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年 月								
01	1		ブロック塀	1	4	22 06	2,000,000	07					①-2 ③-4	
02	6		パソコン	1	4	19 05	568,000	04					1-2 ③-4	廃棄
03	6		パソコン	2	4	24 09	429,000	04					①-2 ③-5 ②-4	
04													1-2 ③-4	
18													1-2 ③-4	
小計				4			2,997,000							

第二十六号様式別表一

欄	書き方
資産の種類	資産の種類に対応する1～6までの数字を記入してください。 1 構築物、2 機械及び装置、3 船舶、4 航空機、5 車両及び運搬具、6 工具・器具及び備品
資産の名称等	資産の名称を記入してください。
数量	事業所である家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。
取得年月	資産を取得した年月を記入してください。 年号は対応する数字を記入してください。 3 昭和 ・ 4 平成
耐用年数	資産の耐用年数を記入してください。
増加事由	資産の増加事由に対応する1～4までの数字を○で囲んでください。 1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他
減少事由	減少した資産を二重線で削除し、資産の減少事由を「摘要」欄に簡単に記入してください。
摘要	次のような事項を記入してください。 課税標準の特例のある資産についてはその適用条項（例 法第349条の3第1項） 耐用年数の変更があった場合には、その旨の表示。 短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示。 増加償却を行っている資産については、その旨の表示。

(3) 電子申告による申告データ等の提出

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きに従って、申告データを送信していただく方法です。送信されたデータは、ポータルセンタを通じて町の税務課に配信されます。

電子申告を行う場合は、電子証明等を取得されたうえで eLTAX のホームページから利用の届出を行い、地方公共団体の審査を事前に受けていただく必要があります。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、下記にお問い合わせください

eLTAX ヘルプデスク

電話 0570-081459

（IP電話やPHSなどは03-5521-0019）

[8:30~17:00 受付(土・日・祝祭日と12/29~1/3は除く)]

5. 固定資産税（償却資産）の課税

(1) 税額の算出方法

＜評価額の算出方法＞ 資産ごとに、「評価額」を算定します。

	評価額
前年中に取得した資産	$\text{取得価額} \times \left(1 - \text{減価率} \times \frac{1}{2}\right) \text{ 又は}$ $\left(\text{取得価額} \times \text{前年度中取得資産の減価残存率}\right)$
前年前に取得した資産	$\text{前年度評価額} \times \left(1 - \text{減価率}\right) \text{ 又は}$ $\left(\text{前年度評価額} \times \text{前年前取得資産の減価残存率}\right)$

＜計算例(概算)＞ ※例は減価残存率を用いる方法で計算しています。

資産名称	取得年月	取得価額 (円)	耐用 年 数	減価 残存率	平成 24 年度評価額	合計 (円)
路面舗装 (アスファルト敷)	H24..9.	3,000,000	10	0.897	$3,000,000 \times 0.897 = 2,691,000$ (H25 評価額)	3,225,086
ルームエアコン	H23.11	460,000	6	0.681	$460,000 \times 0.841 = 386,860$ (H24 評価額) $386,860 \times 0.681 = 263,451$ (H25 評価額)	
看板 (ネオンサイン)	H23.5	1,170,000	3	0.316	$1,170,000 \times 0.732 = 856,440$ (H24 評価額) $856,440 \times 0.316 = 270,635$ (H25 評価額)	

評価額の合計 = 決定価格 = **課税標準額** ※

※ 課税標準額が 150 万円未満の場合、免税点未満となり非課税です
 課税標準額の特例が適用される場合、評価額 ≠ 課税標準額となりますので
 ご注意ください。特例対象資産の評価額に特例率を反映させた額が課税標準額となり
 ます。

課税標準額の 1,000 円未満を切り捨て、税率をかけます ※

$$3,225,000 \times 0.014 = 45,150$$

※ 固定資産の土地・家屋（免税点以上）を所有されている場合、土地・家屋の課税標準額
 を合算し、1000 円未満を切り捨て、税率をかけます。

100 円未満を切り捨てます。 45,150 → **45,100 円** (概算の税額)

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

課税標準の特例が適用される資産は、地方税法349条の3および本法附則第15条などに規定されています。

<課税標準の特例の条項と特例率（一部抜粋）>

適用条項		特例の暦用を受ける資産	適用年数	特例率	添付書類	
349条の3	第2項	ガスの製造及び供給の用に供するもののうち政令で定めるもの	最初の5年 その後5年	1/3 2/3	特定設置届出書（写） 仕様書の写し等	
	第3項	農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの ※取得価額条件あり	3年	1/2	交付金又は補助金交付決定通知書（写） 資産価格明細等	
附則第十五条	第2項	1号 汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの	制限なし	1/2	特定設置届出書（写） 仕様書の写し等	
		2号 ごみ処理施設で総務省令で定めるもの	制限なし	1/2	特定設置届出書（写） 仕様書の写し等	
		3号 一般廃棄物最終処分場で総務省令で定めるもの	制限なし	2/3	特定設置届出書（写） 仕様書の写し等	
		4号 産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの	制限なし	1/2 または 1/3 (種類により異なる)	産業廃棄物処理施設設置許可書及び認可書・仕様書の写し等	
		5号 公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの	制限なし	4/5	除外施設設置届出書（写） 仕様書の写し等	
	第32項	特定事業所内保育施設の用に供するもの	5年間	1/2	特例適用申請書 企業主導型保育事業（運営費）事業決定通知書（写）	
	第45項	中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後、計画に基づき取得したもの		3年間	1/2	特例適用申請書 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）及び認定書（写）
			※真上げ表明の場合 4または5年間		1/3	認定経営革新等支援機関が発行する確認書（写）

※課税標準の特例が適用される資産は、本来の課税標準額に上記特例率を乗じて税額を算出します。

(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法367条の規定に基づき、大津町税条例71条1項に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有者の申請があった場合に固定資産税の全部又は一部が減免されます。

- ① 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- ② 公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- ③ 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- ④ その他特別の事情がある者の所有する固定資産

6. その他Q & A

(1) 町内事業所を廃止・廃業した場合

償却資産申告書の備考欄において、事業廃止または廃業申告をしてください。また、法人の場合は法人住民税の異動届を提出してください。

(2) 事業者住所や郵便物の送付先、事業主が変わった場合

償却資産申告書の備考欄において、異動内容を申告してください。また、法人の場合は法人住民税の異動届を提出してください。

※固定資産税の償却資産だけではなく、土地・家屋への課税がある場合は、別途届出が必要になる場合があります。

(3) 修正申告がある場合

修正申告書を提出してください。様式は当初申告と同じものをご利用いただけますが、修正申告であることが解るよう、内容を記載してください。

(4) 課税明細の交付について（電算申告以外の方）

固定資産税の償却資産につきましては、申告書の控えが課税明細になりますが、課税標準額入力済みの「償却資産種類別明細」をご希望に応じて交付しております。※納付書発送後の対応となります。

(5) 申告書の送付について

課税年度の1月1日時点で廃業が明らかでない場合は、電算申告の事業所であっても申告書の送付を行います。免税点未滿、資産なし申告、休業申告につきましても、賦課期日日現在の所有資産確認のためにご申告いただいておりますので、ご提出をお願いいたします。リース資産の引き上げ等で「資産なし」申告が続き、町内事業再開の見込みが不明の場合は、「町内事業所の廃止（再開未定）」等の備考欄申告によって翌年度以降ご案内や申告催告を差し止めます。再度大津町に資産を所有されるようになった場合、ご連絡をいただければ申告書の送付を再開いたします。